

福祉バスの使用について

(社会福祉法人小山町社会福祉協議会)



1 使用目的

社会福祉の向上のための

- (1) 講習会、研修会及び会議
- (2) 他団体との交流会
- (3) スポーツ及びレクリエーション
- (4) その他社会福祉法人小山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が適当と認める行事に参加する場合

※ 研修を伴わない単なる観光、慰安などの使用はできない。

2 運行距離 片道200km以内とする。

3 運行日

平日（日・土曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）以外の日）を原則とする。

※ 特例として平日以外で使用する場合は、本会運行責任者に対する時間外勤務手当を負担していただく場合があります。

4 運行時間

健康福祉センター発着（8：30～17：00）の範囲内で日帰り可能な区域を原則とする。

※ 例外として本会勤務時間外で使用する場合は、本会運行責任者に対する時間外勤務手当を負担していただく場合があります。

5 運行日数 原則 1 日とする。

※ 特例として 1 泊 2 日での運行で使用する場合、運転手の宿泊関係経費、食事代のほか、本会運行責任者に対する時間外勤務手当を負担していただく場合があります。

6 使用可能団体（営利目的及び民間企業の場合は、使用できない。）

- (1) 本会の会員又は賛助会員である団体
- (2) 本会に登録しているボランティア団体
- (3) 高齢者関係団体、障がい者団体、その他福祉団体（年間の使用回数制限を行うことがあります。）
- (4) 小山町
- (5) 小山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）
- (6) その他会長が認めた団体（年間の使用回数制限を行うことがあります。）

7 乗車定員

固定座席 15 名、補助席 5 名、車いす席 2 名の計 22 名（運転手を除く）

8 使用人員

最低 8 名以上を原則とし、最大 22 名（車いす使用がない場合は 20 名）

9 使用回数

福祉バスの使用回数については、年間の使用回数制限を行うことがあります。

10 介助者の同乗

運転手は、直接の介助をしないので、介助が必要な方が使用する場合は、必ず介助者が同乗してください。

11 使用者の負担

- (1) 運行に要する燃料代（福祉バス返却時に、満タンの状態で返却すること。）
 - (2) 有料道路の通行料（使用団体等所有の E T C を利用してください。ない場合はご相談ください。）
 - (3) 駐車場の使用料
 - (4) フェリー料金
 - (5) 本会が加入する保険以外の搭乗者旅行損害保険料
 - (6) ボランティア活動保険又は同保険相当の保険
 - (7) その他臨時に必要な費用等
- ※福祉バス使用料は無料です。

12 福祉バス使用方法

(1) 仮予約

ア 特定の団体についての翌年度の仮予約

会長が別に定める特定の団体について、12月に翌年度中の仮予約申込書を提出いただき、各団体間の調整をします。

12月中に仮予約決定後、仮予約の決定内容をお知らせします。

- ※ 「特定の団体」：①民生委員児童委員協議会②町
③本会事務受託団体④本会

イ 当該年度についての仮予約

使用月の3か月前（特定の団体は6か月前）の初日から使用月の前月の10日までに仮予約申込書を、本会に提出（ファックス、メール可）してください。（関係様式は本会ホームページに掲載します。）

原則、仮予約申込書の先着順に仮予約となります。公の行事等の対応のため、仮予約を取り消す場合があります。

仮予約決定後、仮予約の決定内容をお知らせします。

(2) 本申請

使用月の前月の 20 日までに「使用許可申請書」を本会に提出してください。なお、乗車名簿の変更については、使用日の 4 日前までに届け出てください。

※ 事故防止の観点から、無理な行程は極力さけてください。所要時間は、渋滞なども考慮して、計画を立ててください。

内容を審査後、連絡しますので、使用許可書を本会でお受け取りください。その際、注意事項等を確認させていただきます。

13 使用団体の都合による使用中止

福祉バスの使用を中止する場合は、1 営業日前の午前 9 時までに本会に使用中止連絡票を提出してください。

※ 「1 営業日前」とは、日曜日、土曜日、祝日等を含まない計算となりますので、月曜日の 1 営業日前とは、前の週の金曜日（つまり 3 日前）となります。

14 許可後の取り消し又は変更

- (1) 公の行事等の対応、緊急を要する業務等で本会が使用する場合
- (2) 故障等不測の事態が生じた場合
- (3) その他やむを得ない事情により運行不可能になった場合

※ 上記理由による取り消し又は変更時の使用者側の損害等について、本会は一切の責任を負いません。



15 使用者の責務

- (1) 乗降中及び運行中は、運転手の指示に必ず従うこと。
- (2) 車内は、禁酒、禁煙
- (3) 危険物の持ち込み厳禁
- (4) 承認場所以外での乗降はしないこと。ただし、交通上運転手が指示した場合、緊急の場合等を除く。
- (5) 配車・運行時間を守ること。
- (6) 車いすで乗車をする場合は、必ず介助者を同乗させること。
- (7) 当日の申請内容の変更は、原則禁止とする。
- (8) 円滑な運行と乗車時の安全を図るため、運転手に協力すること。
- (9) ごみの処理は、使用者が責任をもって行うこと。また、返却時の清掃について、運転手に協力すること。
- (10) 補助犬を除く他の動物（ペットなど）は、乗せないこと。
- (11) リフトは、車いすの両輪にブレーキをかけ、手すりを持ち、運転手の見守りのもとで使用すること。その際は、介助者1名が支援すること。

16 ボランティア保険、事故補償

(1) ボランティア保険

原則、使用団体は事前にボランティア保険等に参加すること。

(2) 本会の事故補償

搭乗者傷害特約保険による福祉バス乗車中のみの損害賠償

- ※ 福祉バス運行中に発生した交通事故により搭乗者に被害が生じた場合、上記保険による賠償以外の責任は本会として一切負いません。

※ 使用上のことでご不明なことは、本会までご相談下さい。